平成２２年（フ）第３６４号
山口県下関市川中豊町５丁目９番11号
シャーメゾンダンディライオンＥ棟　201号、前住所山口県下関市本町２丁目９番28　102号
債務者　金魚　恵子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３６５号
山口県下関市川中豊町５丁目９番11号
シャーメゾンダンディライオンＥ棟　201号、前住所山口県下関市本町２丁目９番28　102号
債務者　金魚真規子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３７３号
山口県下関市彦島緑町１番23号
債務者　小池　　薫
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
福岡県大川市大字幡保35番地５
債務者　小田　和子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第２５１号
宮崎県都城市安久町2929番地５
債務者　川路　英昭
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２５２号
宮崎県都城市安久町2929番地５
債務者　川路　愛子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第８８２号
鹿児島県鹿児島市吉野町3816番地
債務者　阿久根眞由美
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第９４号
鹿児島県南九州市頴娃町牧之内8970番地
債務者　佃　　正信
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第５３２号
沖縄県那覇市前島２丁目９番10号いなみ荘Ｃ－２
債務者　新垣みさえ
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５３５号
沖縄県浦添市仲西３丁目15番２－306号
フェニックス21
債務者　朝崎　真弓
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５３６号
沖縄県浦添市仲西３丁目15番２－306号
フェニックス21
債務者　朝崎十詩美
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５３９号
沖縄県豊見城市字根差部683番地赤嶺アパート215号
債務者　仲村　正吉
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１１６号
秋田県大館市早口字深沢岱39番地６、前住所秋田県大館市比内町扇田字白砂13番地４
債務者　工藤　寿子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１１７号
秋田県大館市早口字深沢岱39番地６、前住所秋田県大館市比内町扇田字白砂13番地４
債務者　工藤　　修
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第３７０号
福島県伊達市保原町上保原字神明町27番地５
債務者　藤田　理佳
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２０８号
福島県須賀川市愛宕山105番地
債務者　大竹喜美男
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２０９号
福島県須賀川市愛宕山105番地
債務者　大竹マサ子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係